

法令に定める軽油引取税の免税対象事業者及び用途一覧

- 左欄に該当する事業者が、右欄に該当する用途に供する軽油については、必要な手続きを行うことで、軽油引取税が免税されます。
- 下表には概略が記載されており、対象となる事業者、用途については、法令においてより詳細に定義されておりますので、住所を所管する県税事務所へお問い合わせください。

| 対象となる事業者 | 対象となる用途 |
|---------------|--|
| 石油化学製品製造業を営む者 | エチレン等の石油化学製品の原料又はポリプロピレンの製造工程における物性改良及び粘性低下の用途 |

以下の事業者等については、地方税法附則第12条の2の7により令和6年3月31日までの間、免税の対象となります。

| 対象となる事業者 | 対象となる用途 |
|--------------------------------|---|
| 船舶の使用者 | 船舶の動力源 |
| 自衛隊用機械管理者 | 通信用機械の電源、公道を走行しない自動車等の動力源 |
| 鉄道又は軌道事業者 | 鉄道又は軌道用車両等の動力源 |
| 農業を営む者 | 動力耕うん機等当該業務に使用する機械の動力源 |
| 林業を営む者 | |
| 農作業のうち基幹的な作業のすべての委託を受けて農作業を行う者 | |
| 農地の造成等を主たる事業とする者 | |
| 素材生産業を営む者 | 事業場内において専らセメント製品又は原料の積卸しのために使用する機械の動力源 |
| セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)を営む者 | |
| 生コンクリート製造業(製品を自ら運送する者を除く)を営む者 | 事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用する機械の動力源 |
| 鉱物の掘採事業を営む者 | さく岩及び動力付試す機並びに事業所内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源 |
| とび・土工事業を営む者 | とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する機械の動力源 |
| 鉱さいパラス製造業(※中小事業者等のみ) | 事業所内において専ら鉱さいの破碎又は集積若しくは積込みのために使用する機械の動力源 |
| 港湾運送業を営む者 | 港湾内において専ら港湾運送のために使用される機械の動力源 |
| 倉庫業を営む者 | 倉庫内において専ら当該事業のために使用される機械の動力源 |
| 鉄道に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者 | 駅の構内で鉄道貨物の積込み若しくは積卸しの事業のために使用する機械の動力源 |
| 航空運送サービス業を営む者 | 飛行場内において専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは航空機整備のために使用する機械の動力源 |
| 廃棄物処理事業を営む者(※中小事業者等のみ) | 廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源 |
| 木材加工業を営む者 | 事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源 |
| 木材市場業を営む者 | 事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源 |
| パーク堆肥製造業を営む者 | 事業所内において専らたい肥製造工程等に使用する機械の動力源 |
| 索道事業を営む者 | スキー場において専らスキー場の整備のために使用する必要な装置を備えた機械の動力源 |